

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の [] は全幅員を示す。

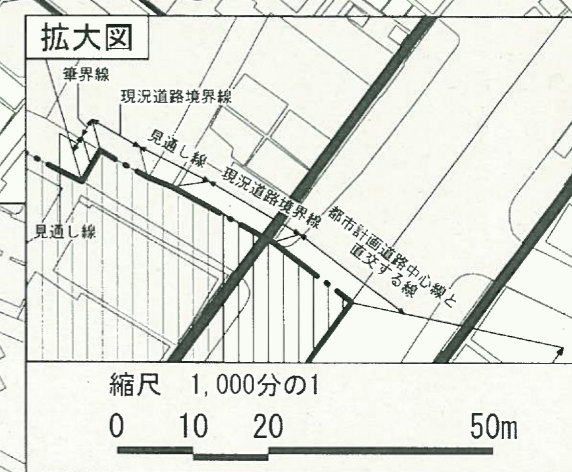
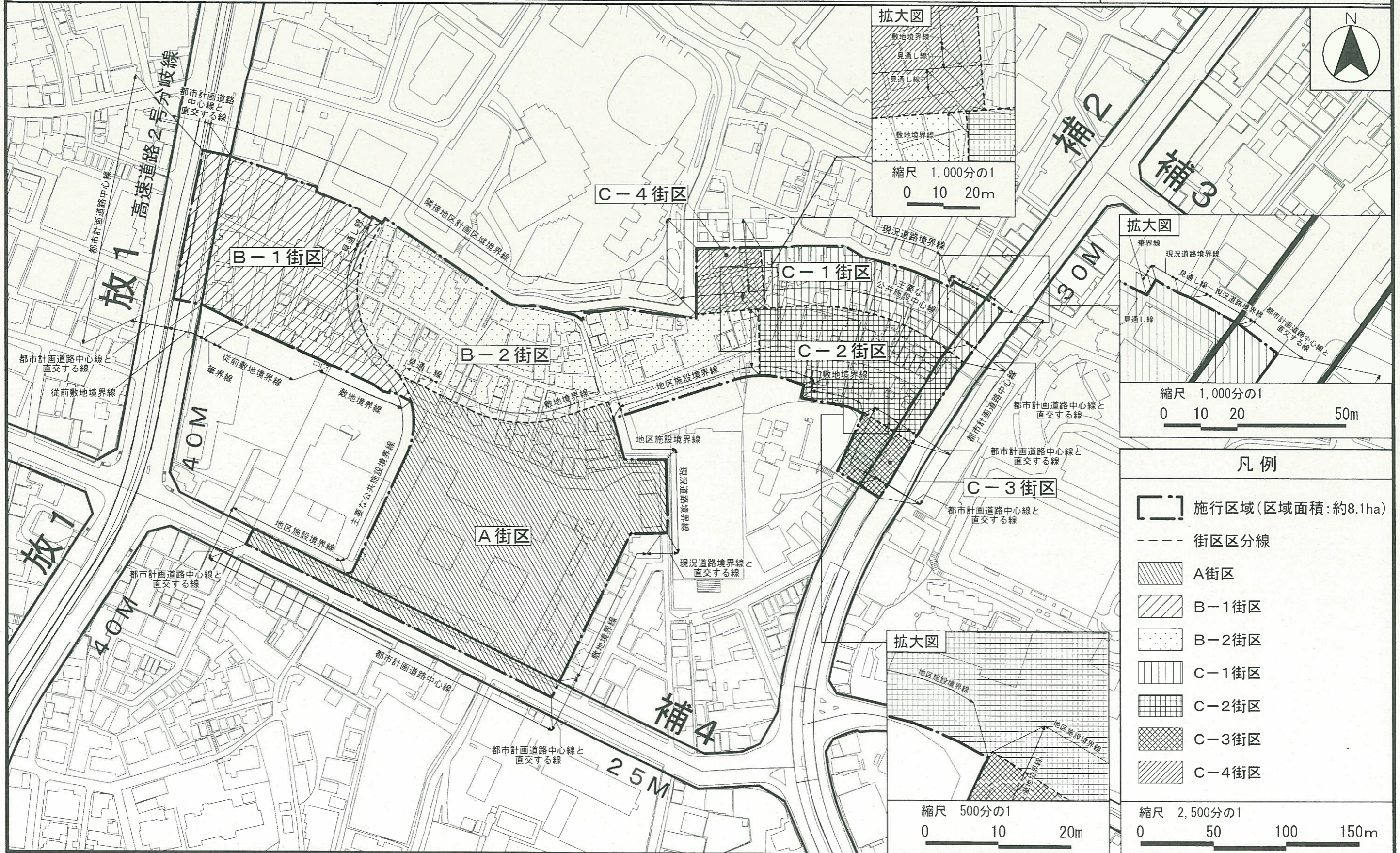
名 称		虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 8.1ha				
公共施設の 配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	幹線街路放射第 1 号線	別に都市計画に定めるとおり。		既設（再整備）
			補助線街路第 2 号線	別に都市計画に定めるとおり。		既設（再整備）
			補助線街路第 4 号線	別に都市計画に定めるとおり。		一部拡幅
		区画道路	地区幹線道路 1 号	幅員 12m [12m]、 延長約 250m		新 設
			地区幹線道路 2 号	幅員 0.1~12m [12m]、 延長約 520m		新設、一部拡幅
			区画道路 1 号	幅員 3.8~4m [4m]、 延長約 40m		一部拡幅
	区画道路 2 号		幅員約 5.8~6m [5.8~6m]、 延長約 30m		拡 幅	
	公園及び緑地	公 園	公 園	約 770 m ²		既設（移設再整備）
		緑 地	緑 地	約 220 m ²		新 設
その他の 公共用地	小 学 校	小 学 校	約 170 m ²		既設（再整備）	
建築物の 整備	街 区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A 街区	約 16,500 m ²	約 449,000 m ² [約 361,000 m ²]	住 宅、 事務所、 店 舗、 駐車場等	低層部 A : 60m 高層部 A : 330m	高さの基準点は T.P. +20.0m とする。
	B-1 街区	約 6,200 m ²	約 170,500 m ² [約 116,700 m ²]	住 宅、 事務所、 店 舗、 駐車場等	低層部 B : 50m 低層部 G : 10m 高層部 B : 270m	高さの基準点は T.P. +23.5m とする。
	B-2 街区	約 9,100 m ²	約 155,500 m ² [約 103,700 m ²]	住 宅、 店 舗、 駐車場等	低層部 B : 50m 高層部 C : 240m	高さの基準点は T.P. +23.0m とする。

建築物の整備	C-1 街区	約 2,750 m ²	約 11,100 m ² [約 9,500 m ²]	店 舗、 駐 車 場 等	低層部 E : 20m	高さの基準点は T.P. +18.0mとする。
	C-2 街区	約 3,330 m ²	約 28,400 m ² [約 22,200 m ²]	住 宅、 事 務 所、 店 舗、 駐 車 場 等	低層部 C : 40m	高さの基準点は T.P. +18.0mとする。
	C-3 街区	約 390 m ²	約 1,800 m ² [約 1,700 m ²]	店 舗、 駐 車 場 等	低層部 D : 30m	高さの基準点は T.P. +11.5mとする
	C-4 街区	約 710 m ²	約 3,300 m ² [約 3,300 m ²]	寺院等	低層部 F : 15m	高さの基準点は T.P. +20.0mとする。
建築敷地の整備	街 区	建築敷地面積	整備計画			
	A 街区	約 24,110 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄連絡広場、広場、地区内車路、歩行者通路、歩道状空地を整備する。 ・幹線街路や区画道路の道路境界線から壁面を後退させる。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等についてはこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 歩行者等の回遊性・安全性・利便性の向上及び環境保全（防音・プライバシー保護等）のために設ける人工地盤、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁、その他これらに類するもの 2) 歩行者等の快適性及び安全性を高めるために設けるひさし、落下防止柵、防球・プライバシー保護等のために設ける塀等（パネル・フェンス・ネット・腰壁等を含む）及びこれらに設置される屋根、柱、その他これらに類するもの 3) 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 4) 煙突、給排気施設の部分 5) 地下鉄駅出入口施設並びに公益上必要な建築物及びこれらに付属する管理上必要な塀、その他これらに類するもの 			
	B-1 街区	約 9,650 m ²				
	B-2 街区	約 16,470 m ²				
	C-1 街区	約 4,770 m ²				
	C-2 街区	約 6,260 m ²				
	C-3 街区	約 890 m ²				
	C-4 街区	約 1,690 m ²				
住宅建設の目標		戸 数				
		約 1,300 戸	約 190,000 m ²		面積は容積対象面積とする	
参考	都市再生特別地区内にあり					

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

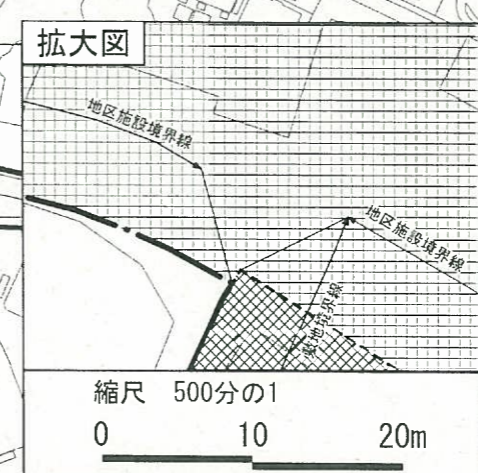
理 由 : 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)



凡例

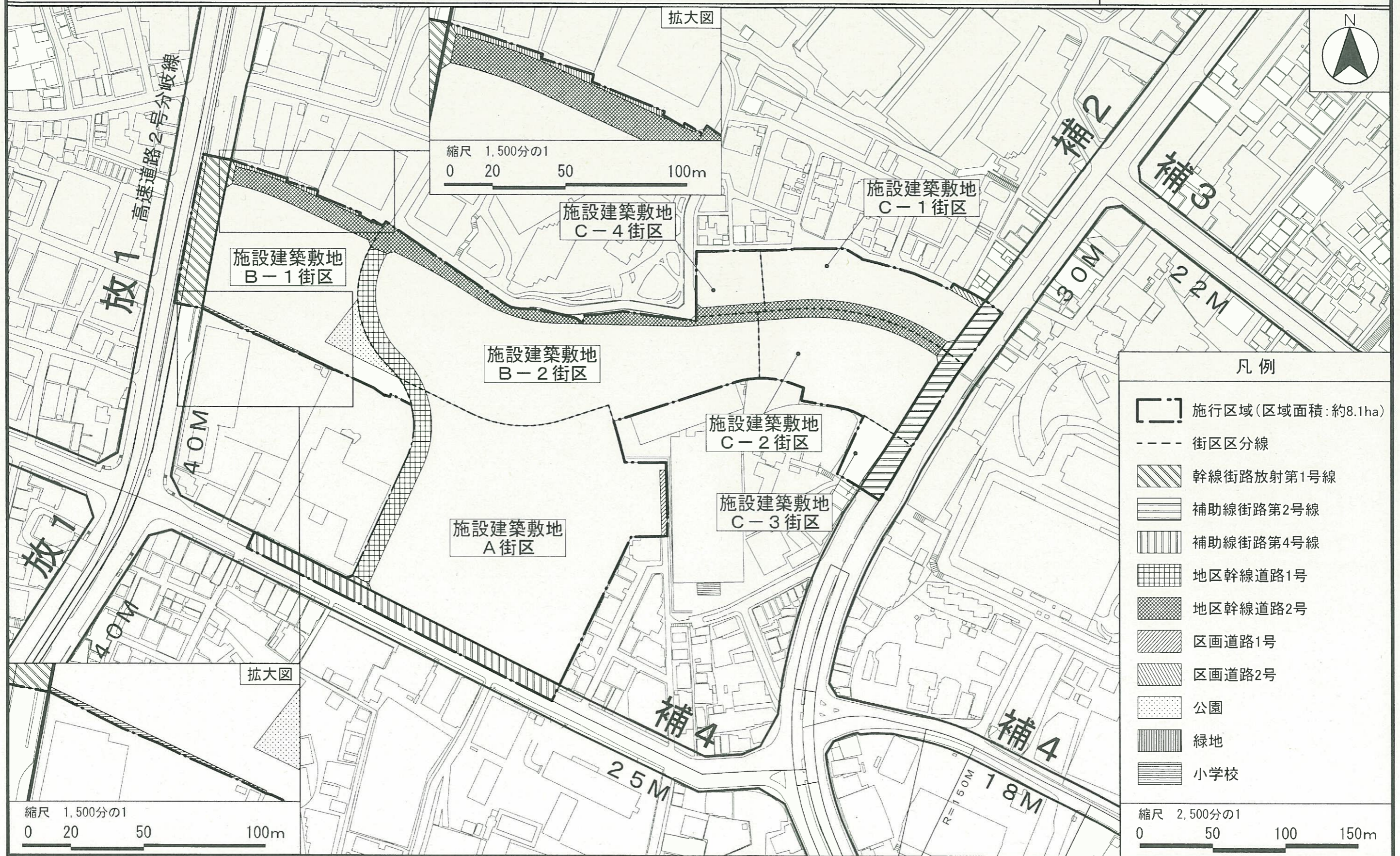
	施行区域(区域面積:約8.1ha)
	街区区分線
	A街区
	B-1街区
	B-2街区
	C-1街区
	C-2街区
	C-3街区
	C-4街区



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第54号・MMT利許第27039号-78) 無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街都第111号、平成28年7月12日

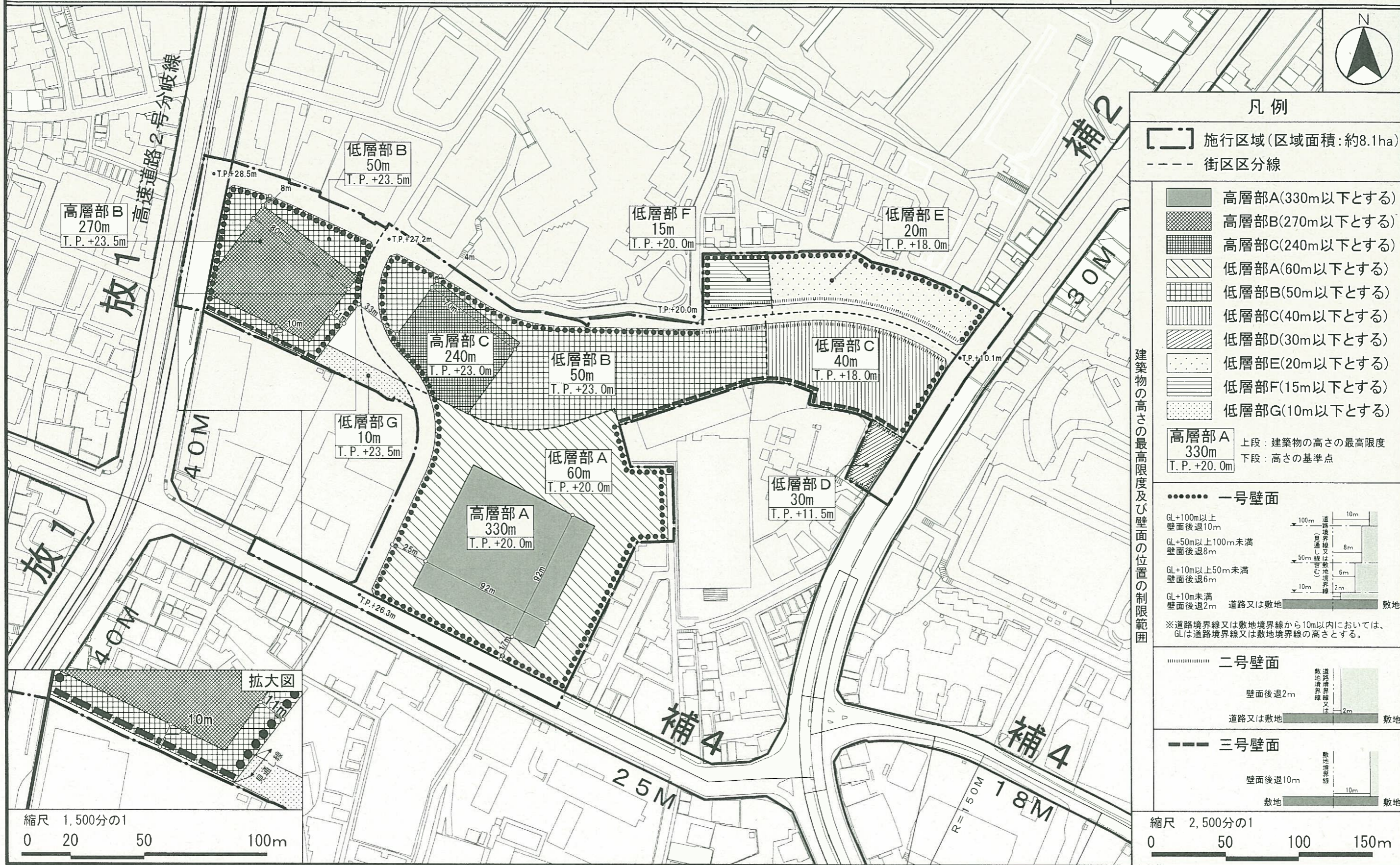
東京都市計画第一種市街地再開発事業

虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置及び街区の配置図)



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第54号・MIT利許第27039号-78) 無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街都第111号、平成28年7月12日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度・壁面の位置の制限図)



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第54号・MIT利許第27039号-78) 無断複製を禁ずる。
(承認番号) 28都市基街都第111号、平成28年7月12日